

国立大学法人佐賀大学で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

令和5年7月12日

国立大学法人佐賀大学

本学は2006年に制定した「佐賀大学憲章」にて、全学的な学術研究の水準向上に取り組むこととしており、2020年に策定した「佐賀大学のこれから～ビジョン2030～」でも、研究者の育成、地域社会の発展に寄与する研究の推進を「研究領域」のビジョンとして掲げ、研究者個々の研究力向上に向けた環境整備と次世代研究者の育成に取り組むこととしています。さらに第4期中期目標・中期計画（2022～2028年）においても、基礎研究と学術研究の卓越性と多様性の強化にかかる計画を定めるなど、研究分野の発展を最重要事項と認識しているところです。

そして本学に限らず、我が国全体の学術振興の観点から、若手研究者の確保・育成・研究環境の向上が喫緊の課題であるとの認識のもと、日本学術振興会が実施する特別研究員-PD等に関する若手研究者雇用支援事業の雇用制度導入機関として、以下のとおり特別研究員-PD等の育成に取り組めます。

— 特別研究員-PD等の研究環境の確保・充実、能力開発支援等にかかる方針 —

- ・研究に専念できる時間の確保、研究遂行に必要な施設・設備の利用・整備、研究活動を活性化させる制度の構築に取り組む。
- ・他の研究者と同様、本学が実施する研究にかかるFD受講を認め、研究遂行能力を高める環境を整えるとともに、研究倫理教育を徹底することで、公正な研究活動を遂行できる研究者を育成する。
- ・女性研究者については、本学が2018年に策定した「ダイバーシティ推進に関するビジョン」に沿って、①女性の採用・登用促進、②女性研究者の育成・適切な評価、③環境整備、④構成員の個性の尊重等の実現に取り組む。